

## 繊維製品の資源循環システム検討会 設置要綱

### 1. 本検討会の開催趣旨

繊維製品分野に関しては、特に欧州において、環境配慮対応や人権デュー・デリジェンスなどのサステナビリティに係る取組が急速に進展している。2022年3月には、欧州委員会が、2030年までにリサイクル繊維を大幅に活用すること等を目標とする「持続可能な循環型繊維戦略」を公表している。

こうしたグローバルな動向を踏まえ、我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくためには、繊維製品の資源循環システムの課題を整理し、必要な施策を講じていくことが重要。

繊維製品の資源循環システムを確立するためには、大きく「回収」「分別・再生」「製造」「販売」の4つのフェーズで異なる課題が存在しており、それらを並行的に解決していくことが不可欠。

本検討会では、こうした状況を踏まえ、国内における衣料品の回収方法、回収した衣料品の分別と繊維から繊維へのリサイクル・再生技術、製造時の環境配慮設計、販売時における消費者への理解促進等について議論し、課題解決の方向性を整理する。

### 2. 議事の取扱い

検討会は原則として公開とする。また、議事録、議事要旨及び検討会に係る資料（以下「資料等」という）は原則として公表する。

個別の事情に応じて、検討会又は資料等を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

検討会の構成員は、別紙の通りとする。ただし、座長が必要であると認めるときは、構成員を追加することや、その他の関係者の出席を求めることができる。

### 3. 本検討会の運営

検討会に係る事務は、経済産業省、環境省が共同で行う。